

第6回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

## 資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果報告	・・・	4
【資料3】第5回基準等検討ワーキンググループの報告	・・・	6
【資料4】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	・・・	8

# ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

## ロードマップ

	平成25年度				平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議									
ニーズ調査の項目									
需要量・供給量			1	1					
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1					
上記以外の計画									
計画全体の審議（計画の理念等）							2		
(2) 認可基準等の審議									
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			3	3					
放課後児童育成事業の基準			3						
支給認定基準			3						
(3) 利用者負担の審議									
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）									
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価									

審議

審議終了等（確定）

1 量の見込みについてのみ審議

2 素案の確定

3 検討中の国の案をもとに審議

## 第5回西宮市子ども・子育て会議 協議等まとめ

### 1 第4回基準等検討ワーキンググループの報告について

第4回基準等検討ワーキンググループにおいて協議した幼保連携型認定こども園の認可基準および確認に関する運営基準について制度概要などを事務局より説明するとともに、前田座長よりワーキンググループにおける協議内容について報告した。

その上で、各委員で意見交換を行い、上記各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認した。

その中で、幼保連携型認定こども園の認可基準については、さらに良い形を追及することを会議として要望・提言していくとの意見をまとめた。また、4・5歳児の職員配置を将来的に20対1に高めることを条例の附則において規定することが可能であるかについて検討すべきであるとの意見が出された。

### 2 (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)について

(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)について事務局より説明した。

その上で、事務局案である5編の構成を基本にし、第2編には子育ての現状と子育て支援事業の状況について必要な情報を精査して盛り込み、また第4編には基本理念を具体化する文言を冒頭に盛り込むべきであるとの意見が出された。

### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策について

教育・保育の量の見込み及び確保方策にかかる事務局案について、西宮市子ども・子育て会議として承認した。

### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について事務局案を説明したところ、各委員から以下の意見が出された。

- ・地域子ども・子育て支援事業(子育てひろば)について 利便性の確保や魅力のある内容を充実させた具体的な確保方策を検討する必要があるのではないか。
- ・放課後児童健全育成事業について 放課後子ども教室などを含めた児童の居場所を確保するという視点から確保方策を検討すべきではないか。
- ・一時預かり事業について 保育短時間の下限に満たない場合や、認可外保育施設を利用せざるを得ない場合など多様なニーズを考慮して確保方策を検討すべきではないか。
- ・病児・病後児保育事業について 単純に量を増やすというのではなく、子どもの安全を確保する視点から、訪問型などを含めた多様な形での事業のあり方を検討すべきではないか。

第6回西宮市子ども・子育て会議では事務局より、上記の課題について各委員の意見を踏まえた量の見込みおよび確保方策を提示することを確認した。

以 上

## 第6回西宮市子ども・子育て会議 協議事項

### 1 私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果報告

平成26年6月下旬から実施した私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果について報告する。

### 2 第5回基準等検討ワーキンググループの報告

ワーキンググループにおいて審議した利用者負担の協議内容について報告を受けた上で、検討課題の審議を行い、西宮市子ども・子育て会議としての検討結果をまとめる。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

前回の西宮市子ども・子育て会議で確認した課題を基に修正した事務局案について審議を行い、本市の確保方策を確認する。

## 議事（１）私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果報告

### 1 調査の実施内容

#### （１）調査の趣旨

国、兵庫県及び西宮市における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握すること。

平成 27 年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、西宮市において、秋頃をめどに改めて手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認する予定である。そのため、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

#### （２）調査の実施主体

兵庫県及び西宮市

#### （３）調査の対象

私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者 40 園

#### （４）調査時期

平成 26 年 6 月 21 日～平成 26 年 7 月 11 日

#### （５）調査の項目

- ア 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
- イ 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型・移行予定年度 等

### 2 調査結果

#### （１）平成 27 年 4 月における新制度への移行に関する回答

移行しない園	新制度へ移行しない予定	17 園
	新制度へ移行しない方向で検討中	16 園
移行する園	新制度へ移行する予定	5 園
	新制度へ移行する方向で検討中	2 園

#### （２）移行しない園のうち、平成 28 年度以降における予定

移行しない園	新制度へ移行する方向で検討中	8 園
	状況により判断したい	18 園
	移行する予定はない	7 園

(3) 他市の子どもが西宮市内の私立幼稚園を利用している状況(広域利用)

(単位:人)

芦屋市	宝塚市	神戸市	尼崎市	伊丹市	篠山市	三田市	三木市	大阪市	吹田市	豊中市	池田市	箕面市	計
211	155	88	21	2	2	2	1	1	1	1	1	1	487

(平成26年5月1日時点)

<参考> 西宮市の子どもが市外の私立幼稚園を利用している状況(広域利用)

(単位:人)

芦屋市	宝塚市	神戸市	尼崎市	伊丹市	川西市	三田市	計
105	61	141	210	11	2	1	531

(平成26年1月時点)

## 議事（ 2 ） 第 5 回基準等検討ワーキンググループの報告

報告事項

- 1 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担
- 2 1号認定子どもの利用者負担

## 1 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担

概要	<p><b>1</b>事務局案のとおりとするが、市は利用者負担額の設定について市民が納得できる説明を準備する必要がある。</p> <p><b>2</b>保育料の引下げを優先させても、運営経費が目減りするようでは保育の質が低下することにつながりかねないため、保育の質を向上させる点も合わせて検討すべきである。</p>
出された意見	<p>階層については、細かく設定することで負担の急激な増加を抑えるために現行の11階層を維持する点は賛成できる。</p> <p>他市に比べてD8階層の保育料が高すぎる点を考慮すると、ある程度階層を絞って引下げに着手する必要がある。あまり階層を細かくすると複雑になることにも注意する必要がある。</p> <p>新制度の財源となる消費税が引き上げられたにも関わらず、さらに保育料が引き上げられ各家庭の負担が増えることは避けなければならない。</p> <p>新制度によって利用しやすい環境が進むのに、保護者の金銭的な負担が増えるのであれば、何のための新制度なのかわからなくなる。この機に、一番分布の多いD4～D6の階層の保育料を引き下げるべきである。そのことで、「子育てするなら西宮」が意味をもってくると思う。</p> <p>限られた予算の中で保育料を引き下げると、保育の質が低下することにつながりかねないため、保育料も保育の質も両方を向上させるように考えていかなければならない。</p>



2 1号認定子どもの利用者負担

<p>概要</p>	<p><b>1</b>階層区分を国基準の5階層とする事務局案について、階層が上がることで急激な負担の増加を生じさせない階層区分設定を検討すべきである。</p> <p><b>2</b>公私同額の方で検討する場合、公立幼稚園の保育料が引き上げられることになるので、市民に対して十分な説明が必要となる。再度、明確な説明が聞きたい。</p> <p><b>3</b>次回の西宮市子ども・子育て会議での報告に際して、1号の階層を2号・3号と異なる階層区分とする理由、公私同額とする場合の根拠などを検討するための具体的な材料を示すことを求める。</p>
<p>出された意見</p>	<p>階層区分について、現在の7階層から5階層に減らすことは、急激な負担の増加を避けるために11階層で検討している2号・3号と整合性がないように思える。</p> <p>国の示す階層区分は、国と市町村との精算基準にすぎないので、階層区分は市町村で独自に検討していくことは可能ではないか。</p> <p>階層区分の設定について、就園奨励助成金の考え方に固執する必要はない。また、行政の事務手続きの煩雑さを理由として階層区分を少なくすることは根拠に乏しいのではないか。</p> <p>国が示す基準から軽減した保育料に設定することは賛成である。</p> <p>公立幼稚園が、これまでのように低い保育料で運営していく意義が現在もあるのかを踏まえて考えていく必要がある。新制度において、低い保育料で運営する意義が薄れているのであれば公私同額という方向で検討することができるのではないか。</p> <p>公立幼稚園について、保育料が上がることは一定納得できるが、現状の運営のまま保育料だけが上がるのは説明がつかないと思う。公立幼稚園が地域との橋渡しをするなど今後の役割を示す必要がある。</p> <p>新制度における均一な教育・保育を目指すという考え方からすると、公私ともに同じ説明をする必要がある。</p> <p>公立幼稚園の保育料が上がるのでは、保護者の中で幼児期の教育無償化が流れはどこへ行ってしまったのかとう不満が起こるのではないか。</p>

## 議事(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### 1.(9号) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

#### 第5回で示した量の見込み及び確保方策

	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (ひと月あたりの延べ 受入可能人数)	12,920人	14,217人	15,513人	16,809人	18,105人	19,401人
確保方策 (箇所数)	15か所	17か所	19か所	20か所	20か所	20か所

#### (確保方策について)

各地域の子育て支援の中核施設として、事業の空白地域を中心に、中学校区に1か所の全20か所の設置に努める。

併せて、地域等が主体となって行っている子育て支援活動との連携強化や親自身が相互に協力し合いながら取り組んでいるサークル等への支援などにより、身近な地域での子育て支援の場の充実にも努めていく。

#### (参考)

種別	内容等	実施形態 <sup>1</sup>	箇所数 (H26.4現在) H25利用実績
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	児童福祉法に規定された第二種社会福祉事業。体制、事業内容等が法律で規定されている。常設 <sup>1</sup> であること。スタッフ：2人以上以下の4基本事業、すべてを実施すること 親子の交流の場の提供・交流の促進 子育てに関する相談・援助 子育てに関する情報提供 子育てに関連する講習等の実施	常設	15か所 (延3,287日) 延151,898人

#### 1 実施形態

(1) 常設：週3日以上、1日5時間以上開設。

(2) イベント・講座型：月1~4回程度、1回1.5時間~2時間程度。

種別	内容等	実施形態 <sup>1</sup>	箇所数 (H26.4現在) H25利用実績
移動児童館	子育て支援施設等がない地域の公共施設(公民館・市民館等)に出向いて、子育て支援活動を実施。	イベント・講座型	7か所 (延82回) 延5,708人
子育て地域サロン (社会福祉協議会)	西宮市社会福祉協議会による地域福祉活動の一環として実施。	イベント・講座型	39か所 (延626回) 延24,957人
子育てサークル	当事者が主体となって行う活動。親子交流等を主に実施。	イベント・講座型	35サークル
NPO・民間事業者等	NPOや地域団体、民間事業者等による子育て支援活動。民間事業者による講座・イベントから、商業施設や個人宅を開放したサロンなど、多種多様に実施。	常設及び イベント・講座型	20団体 (市把握分。)



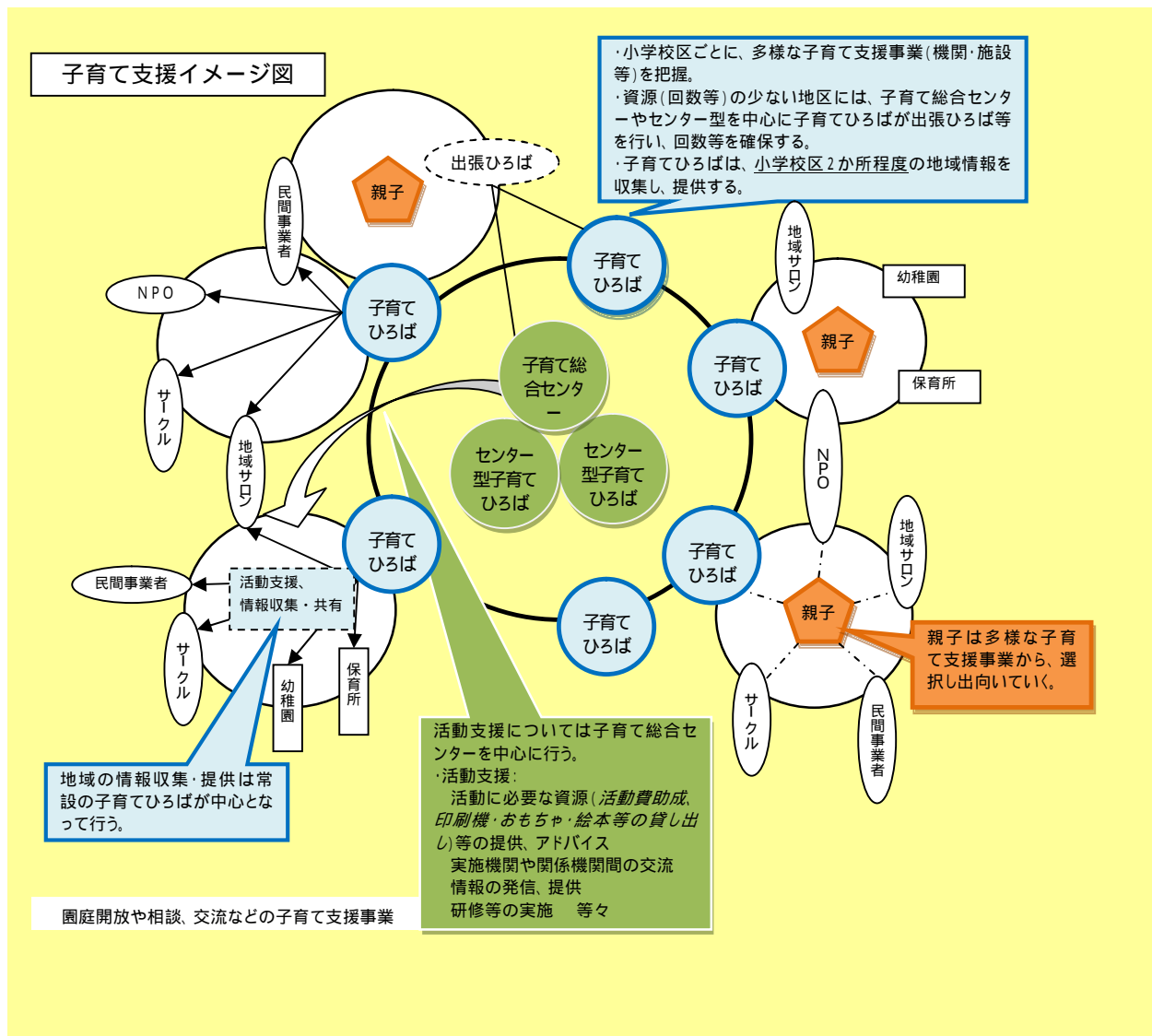






## 確保方策にかかる市の考え方

- 1 今後新たに整備する箇所数については、5か所とする（市内20か所での実施をめざす）。
- 2 整備場所については、空白地域だけでなく、商業施設が集積する阪急夙川駅や阪急西宮北口駅周辺など利便性のある場所にも整備していく。  
また、これまで児童館、大学、保育所で整備を進めてきたが、公共施設の有効活用や民間の賃貸物件を活用した整備を行う（実施事業者・実施場所の公募）。
- 3 地域ブロックごとに子育てひろばが中心となって、地域や民間等が主体となって行っている子育て支援活動に対し、「情報、課題の共有」、「職員の派遣」、「イベント内容やプログラム構築などの支援」を行うことにより連携を強化していく。
- 4 民間の子育てサークル等に対しては、「サークルの立ち上げ支援」、「活動場所の賃借料を助成」、「研修・交流会の実施」などを検討し支援を充実させる。



## 2.(5号)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)

### 第5回で示した量の見込み及び確保方策

	H25 (実績)	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
低学年	2,657人	2,788人	2,853人	2,918人	2,983人	3,048人
高学年	高学年については、次回以降の子ども・子育て会議にてお示しする予定。					

留守家庭児童育成センターについては、地域によって利用ニーズに大きな開きがある。実際、年度当初で入所児童数が定員を超えている施設は全40か所中11か所となる。それ以外については、定員どおりの入所もしくは定員割れが生じている状況にある。

入所児童数が定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から学校の教室や校庭も不足している状況にあり、留守家庭児童育成センターの、学校敷地内に施設を設けるといった性質上、新たな施設整備が困難であるという現状があり、当面は、定員を超えるニーズに対して、定員の弾力化で対応していくこととする。

就学児の放課後の子どもの居場所については、単に就労世帯を対象とした「留守家庭児童育成センター」だけでなく、全ての子ども・家庭を対象とし、“安全・安心な子どもの居場所づくり”を拡充していくことが必要である。こうしたことから、今後は、留守家庭児童育成センター、児童館、放課後子ども教室や教育関連事業について、密接に連携し横断的な取組を進めるとともに、民間事業者の活用も含め検討する。

### 量の見込みと確保方策

		H25 (実績)	量の見込み				
			H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	低学年	2,657人	2,788人	2,853人	2,918人	2,983人	3,048人
	高学年	31人	163人	295人	427人	559人	690人
	合計	2,688人	2,951人	3,148人	3,345人	3,542人	3,738人
確保方策			2,859人	3,004人	3,249人	3,494人	3,738人

(量の見込みについて)

- 1 低学年の量の見込みを算出するにあたって、1年生の量の見込みは「5歳児を対象としたアンケート調査結果から」、2年生、3年生については、「就学児を対象としたアンケート調査結果から」量の見込みを算出することとする。
- 2 高学年の量の見込みを算出するにあたって、低学年と同様、高学年になる前となった後で、放課後の過ごし方・過ごし方が変化するものと考え、「就学児を対象としたアンケート調査結果」のうち、アンケート調査時に4年生～6年生の子どもを持つ保護者のニーズをもとに算出。

## 確保方策にかかる市の考え方

- 1** 留守家庭児童育成センターについては、地域によって利用ニーズに大きな開きがあり、年度当初で入所児童数が定員を超えている施設は全 40 か所中 11 か所となる。  
入所児童数が定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から学校の教室や校庭も不足している状況にあり、これまでのように学校の敷地に新たに施設を整備することが困難な状況にある。  
そのため、今後の確保方策については、定員の弾力化や公共施設の有効活用なども含めて、検討していくこととする。
- 2** こうしたことから、高学年については、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討する。
- 3** 放課後の子どもの居場所については、留守家庭児童育成センターだけでなく、多様なニーズに対応し、安全・安心な居場所として質の高いプログラムやサービスを提供するため、各種放課後事業のそれぞれの役割や機能の連携を活かした運営の一体化を目指し、検討を進める。
- 4** また、放課後事業の充実を図るため、プロジェクトチームを立ち上げ、放課後に安全で自由な遊び場として全小学校での校庭の開放事業のほか、空き教室や社会教育施設などを活用した居場所プログラムの検討を進める。

### 3.(10号)一時預かり事業(保育所の一時的預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター)

#### 第5回で示した量の見込み及び確保方策

(年間延べ利用者数)

H26		量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育所の一時的預かり (定員数)	28,512 人日	39,541 人日	43,244 人日	46,947 人日	50,650 人日	54,353 人日
ファミリー・サポート・センター (利用見込み)	7,325 人日					
合 計	35,837 人日					
確保方策		39,541 人日	43,244 人日	46,947 人日	50,650 人日	54,353 人日

(参考1) 一時預かりの利用実績 平成26年度は、15か所(定員108名)で実施

	H21	H22	H23	H24	H25
箇所数・定員	10か所・ 73名	11か所・ 82名	11か所・ 82名	12か所・ 85名	14か所・ 93名
年間延べ利用人数	10,119人	11,001人	10,655人	11,571人	13,841人

(参考2) にしのみやファミリー・サポート・センターの利用実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間延べ利用人数	3,388人	4,168人	5,741人	6,380人	7,325人

(参考3) 認可外保育施設の一時的預かり利用(推計)

指導監査の際に集計する指導監査日の前月中の一時的預かり利用児童数をもとに年間利用児童数を推計

受入実績のある施設数	38施設
年間利用児童数	調査月の合計(延べ1,985人)×12か月=23,820人/年間延べ

(参考4) 家庭保育所、保育ルームなどの空き枠状況(平成25年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
家庭保育所	25人	25人	23人	18人	14人	12人
保育ルーム	65人	53人	51人	35人	26人	18人
合 計	90人	78人	74人	53人	40人	30人

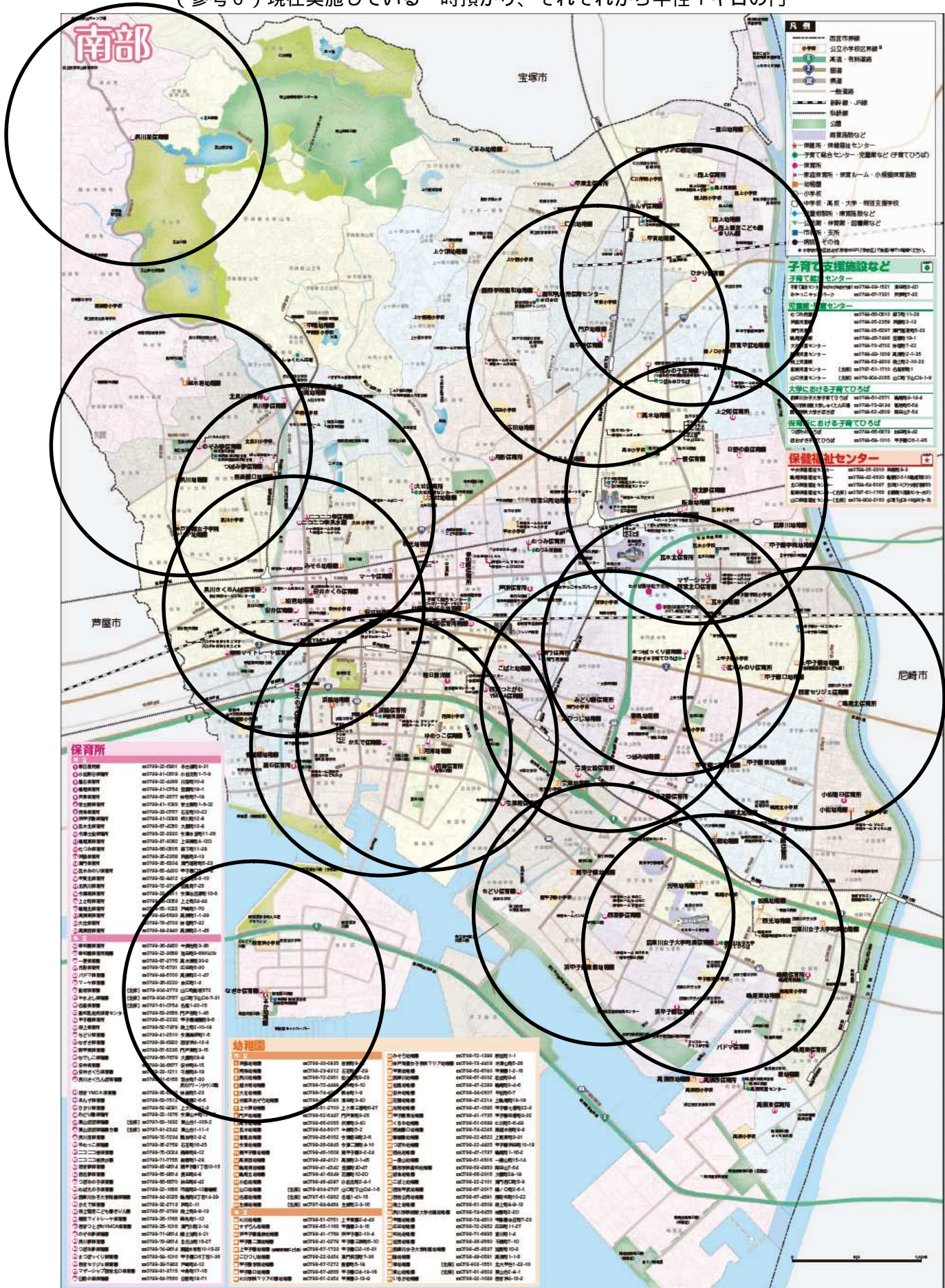
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
家庭保育所	9人	9人	9人	9人	9人	9人
保育ルーム	16人	17人	16人	14人	16人	21人
合 計	25人	26人	25人	23人	25人	30人

(参考5) 市への虐待相談件数

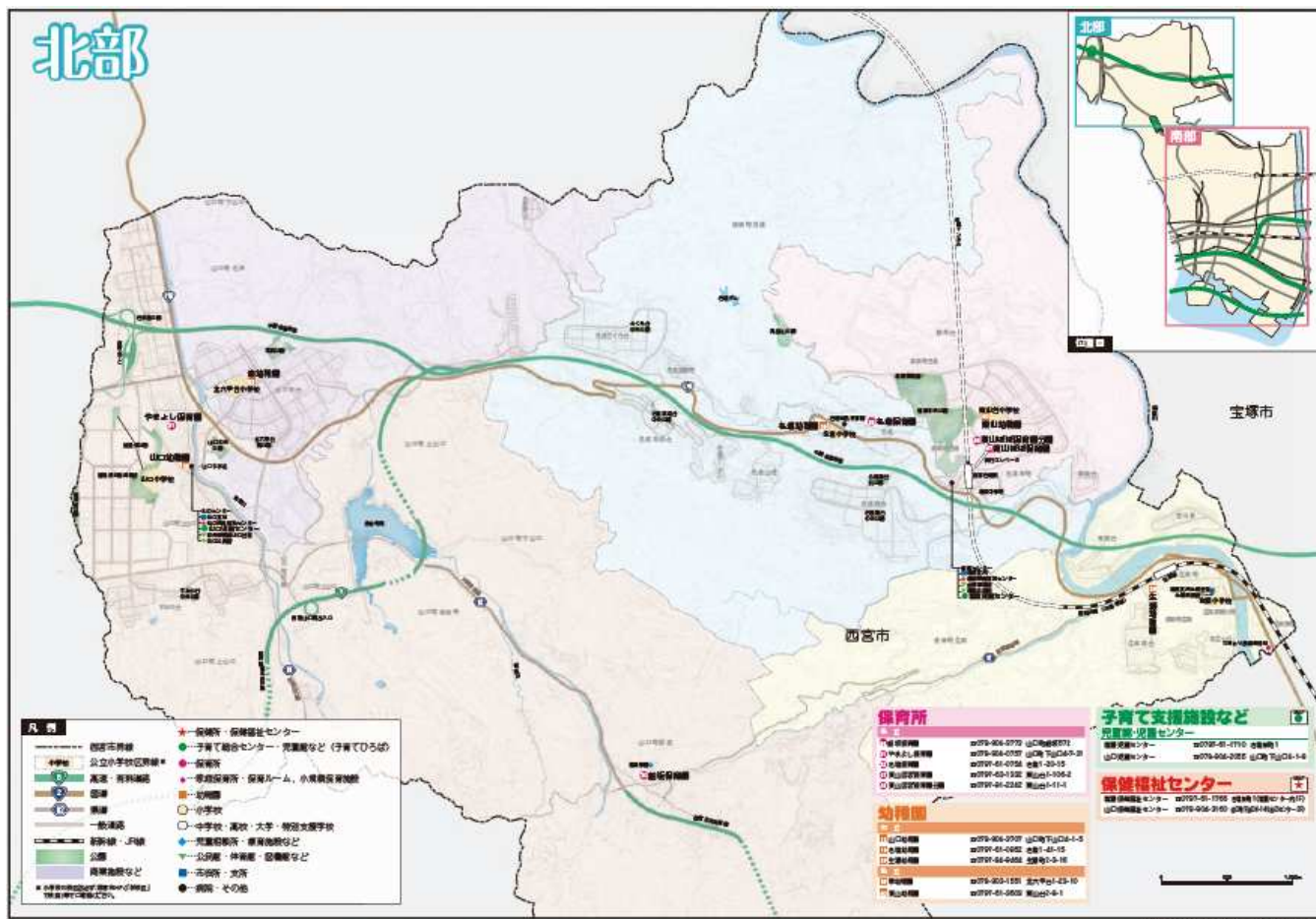
年齢	H21	H22	H23	H24	H25
0~3歳未満	126件	177件	157件	147件	144件
3歳~就学前	201件	254件	232件	201件	197件
合 計	327件	431件	389件	348件	341件



(参考6) 現在実施している一時預かり、それぞれから半径1キロの円







## 確保方策にかかる市の考え方

- 1 空白地域に新設整備するとともに、駅前等に子育てひろばを整備する際には一時預かり事業を併設する。
- 2 新制度における一時預かり事業では、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」が創設されたことから、小規模保育施設などにおいて、定員の空き枠を活用した一時預かり事業を行う。
- 3 一時預かり事業において、虐待やネグレクトなどを抱える家庭への支援として、子どもの居場所の確保、保護者の精神的なリフレッシュを提供する場といった側面をより強化していくことで、事業の充実を図る。

#### 4.(11号)病児・病後児保育事業、にしのみやしファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応型)

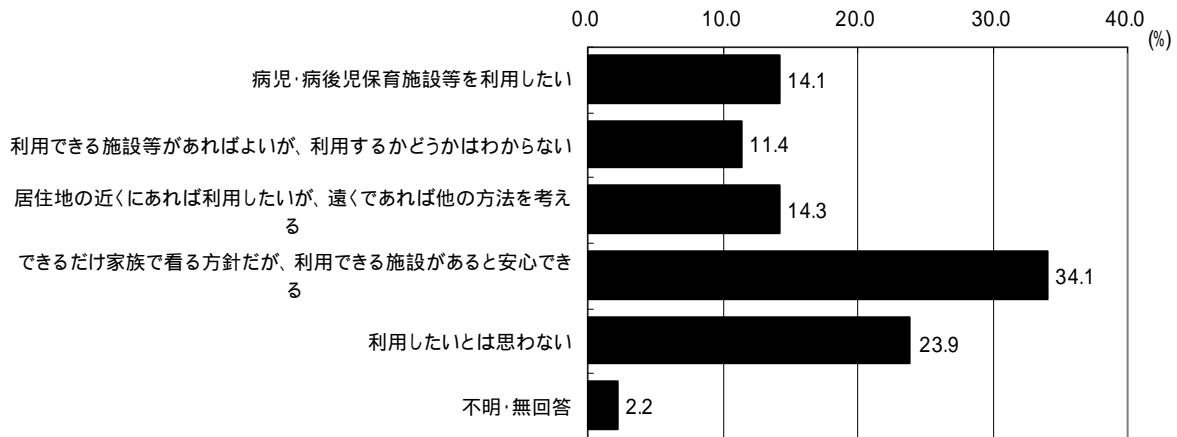
##### 第5回で示した量の見込みと確保方策

既存の病児保育、病後児保育(病児1か所、病後児1か所で年間延べ利用定員2,400人)、ファミサポ提供会員で量の見込みに対応していく。(年間延べ利用者数)

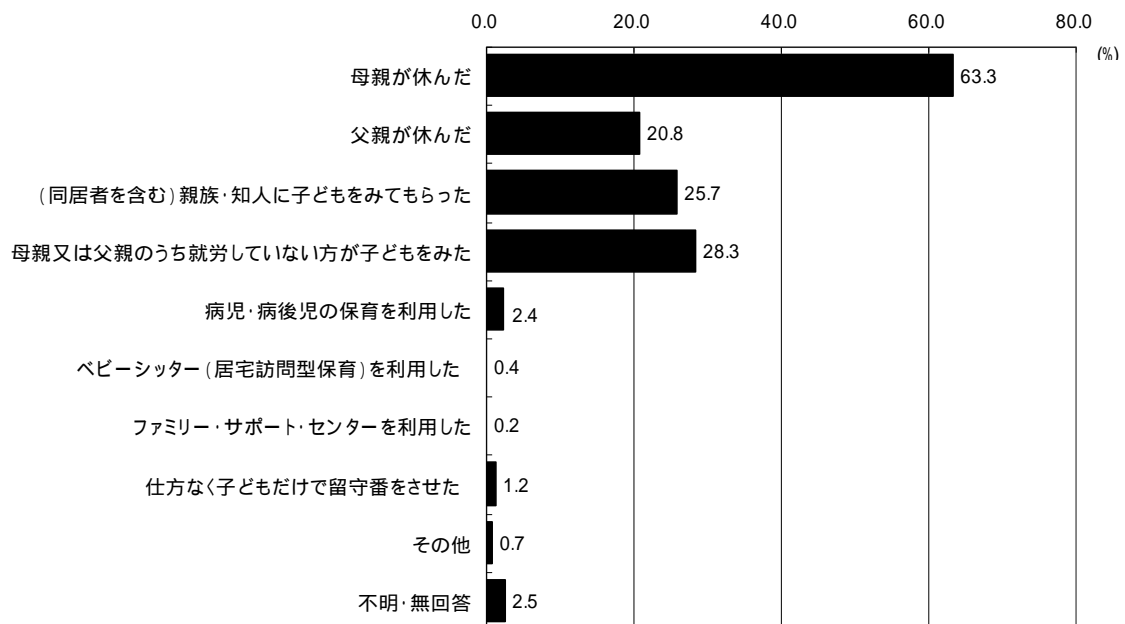
	H25(実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	801人日	899人日	952人日	1,008人日	1,067人日	1,130人日
確保方策		899人日	952人日	1,008人日	1,067人日	1,130人日

##### アンケート調査結果より

問17-2 宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時に、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(SA)利用希望の場合は日数についても数字でご記入ください。(NA)



問17-1 宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をご記入ください。



本市における実績について

	病児保育	病後児保育
事業開始	平成23年4月	平成18年2月
事業者	社会福祉法人みかり会	医療法人明和病院
利用実績	年間延べ624人	年間延べ151人
施設整備	市有物件を市が改修 歳出：18,873千円 歳入：(特財)18,872千円 (一般) 1千円	明和病院の看護師寮を明和病院が一部改修 歳出：1,934千円 歳入：(特財)1,688千円 (一般) 246千円
運営経費	平成25年度決算 歳出：11,398千円 歳入：(特財)4,129千円 (一般)7,269千円	平成25年度決算 歳出：4,502千円 歳入：(特財)1,524千円 (一般)2,978千円

隣接市の状況について

	神戸市北区	宝塚市	芦屋市	尼崎市
施設名・住所	エンジェルさんのおうち 神戸市北区山田町上谷上字古古谷12-3	エンジェルスマイル 宝塚市武庫川町6-22	ひよこクラブ 芦屋市朝日ヶ丘町39-1	高原クリニック内病児保育 尼崎市南武庫之荘1丁目15-5
最寄り駅	神戸電鉄「花山駅」	阪急電鉄「宝塚南口駅」	JR「芦屋駅」	阪急電鉄「武庫之荘駅」
運営法人	医療法人社団まほし会 真星病院	医療法人社団 サンタクルス		医療法人社団 高原クリニック
利用時間・利用料	2,000円 8時～19時	2,000円 7時半～18時	2,000円 7時半～18時	2,000円 8時～18時
市外の利用可否	市在住内のみ	市外在住可。	市内在住のみ	市内在住のみ



居宅訪問型事業（他市事例）について

1. バウチャー型

	千代田区	渋谷区
事業名	病児・病後児派遣費用助成金	病児・病後児保育利用料金助成
事業開始	平成19年度	平成21年度
事業内容	お子さんが病気やケガで保育施設等に登園できない場合に、ベビーシッター等を利用した時にかかった費用の一部を助成する制度	
対象	<p>区内在住かつ生後57日目～小学6年生までで、次のいずれかに該当し、ベビーシッター等の利用前後7日以内に医療機関で受診していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所に在園する子</li> <li>・家庭的保育事業を利用している子</li> <li>・放課後児童健全育成事業を利用している子</li> <li>・保護者の疾病等により家庭で養育することが困難な子</li> </ul>	<p>区内在住で、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業、認可外保育施設のいずれかで、保育（一時預かり除く）を受けている乳幼児で、ベビーシッター等の利用前後7日以内に医療機関で受診していること。</p>
助成費用	<p>利用料金の2分の1（入会金、年会費、登録料は除く）を助成。 ただし、子ども一人当たり年間4万円が上限。</p>	<p>1時間につき1,000円（入会金、年会費、登録料は除く）を助成。 ただし、1日の利用助成時間は10時間まで。 また、子ども一人当たり年間5万円が上限。</p>
対象施設	<p>規定なし。 事業開始時は、区が委託する法人に限っていたが、「事業者が限定され利用しにくい」という声があり、平成21年度から規定をなくした。</p>	<p>公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者 一般財団法人こども未来財団のベビーシッター育児支援事業に登録している事業者</p>
実績	<p>H24 助成件数：48件 助成総額：773千円 H25 助成件数：60件 助成総額：1,050千円</p>	<p>H24 助成件数：162件 助成総額：1,666千円 H25 助成件数：248件 助成総額：2,470千円</p>
就学前児童数	平成26年4月現在：2,772人	平成26年4月現在：9,500人

## 2. 委託型

大阪市淀川区																			
事業名	訪問型病児保育（共済型）推進事業																		
事業開始	平成 26 年 4 月から （25 年度はパウチャー方式で実施するも利用率が伸びなかったことから事業スキームを変更）																		
委託業者	公募により事業者を選定 NPO 法人ノーベル（大阪市中央区） 平成 23 年 2 月から事業開始 従業員：本部スタッフ 11 名、保育スタッフ 12 名、ボランティア 13 名																		
事業内容	淀川区が委託している「NPO 法人ノーベル」で病児保育を利用する場合、一般の利用者と比べて割安で利用が可能。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般利用</th> <th>淀川区民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入会金</td> <td>16,200 円</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>年会費</td> <td>5,250 円</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>月会費</td> <td>4,860 円～19,440 円 （1 回目保育料含む）</td> <td>3,240 円 （1 回目保育料含む）</td> </tr> <tr> <td>月 2 回目の保育料</td> <td>1,620 円 / 時間</td> <td>1,080 円 / 時間</td> </tr> <tr> <td>オプション</td> <td>延長、発達障がいの保育など有料</td> <td>延長、発達障がいの保育など無料</td> </tr> </tbody> </table>		一般利用	淀川区民	入会金	16,200 円	無料	年会費	5,250 円	無料	月会費	4,860 円～19,440 円 （1 回目保育料含む）	3,240 円 （1 回目保育料含む）	月 2 回目の保育料	1,620 円 / 時間	1,080 円 / 時間	オプション	延長、発達障がいの保育など有料	延長、発達障がいの保育など無料
		一般利用	淀川区民																
	入会金	16,200 円	無料																
	年会費	5,250 円	無料																
	月会費	4,860 円～19,440 円 （1 回目保育料含む）	3,240 円 （1 回目保育料含む）																
月 2 回目の保育料	1,620 円 / 時間	1,080 円 / 時間																	
オプション	延長、発達障がいの保育など有料	延長、発達障がいの保育など無料																	
対 象	生後 6 ヶ月から小学校 3 年生まで。利用登録者の所得制限なし。																		
淀川区の委託料	約 6,300 千円（100 人が 240 日利用すると想定）																		
常設型との違い	自宅で保育する。 利用する際に医療機関へ受診しなくてもよい。 常設型は、医療機関に連れて行った後にしか利用できない。 訪問型は、保護者の代わりにシッターが医療機関へ連れて行く。 利用料が割高。常設型は、1 日 2,000 円（8 時～18 時まで）、 集団保育ではないので、インフルエンザなどの感染症にも対応。 前日までに予約すれば、必ず使える。また、当日キャンセルも可能。																		

### 確保方策にかかる市の考え方

- 1 隣接市と提携し、相互に病児保育事業を活用できるように検討する。
- 2 “利用しやすさ”という観点から、施設の立地に捉われず、保護者が利用したい施設・事業者を利用できるように他市の事例を検証し、居宅訪問型の導入を検討する。
- 3 単にサービスの拡充だけでなく、「子育てと仕事の両立」という観点から、子どもが病気の時に、休みやすい環境づくりについて、社会全体での取組を推進していく必要がある。